

学校感染症と出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により本人の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止となります。出席停止の期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い必要な期間、十分に治療や休養をとられますようお願いいたします。

資料 感染症と提出書類「治癒証明書」と「治癒報告書」について

分類	疾病の種類	様式1 治癒 <u>証明書</u> (医師記入)	様式2 治癒 <u>報告書</u> (保護者記入)
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性 呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	○	
第二種 感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	○	
	百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症		○
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	○	
	その他の感染症 ※1 ※2 に該当する場合 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など		○

※1 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることがある

※2 全身状態が悪いなど、診察医の判断で出席停止を要すると判断された場合、出席停止の措置をとることができる。登校判断は診察医から登校が認められるまで

資料 出席停止の期間(目安)

〈インフルエンザ〉 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

発症 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
発熱日	解熱日 出席停止	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	平熱	平熱			
	出席停止					登校可能		
発熱日	発熱 出席停止	発熱	解熱日	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
	出席停止					登校可能		
発熱日	発熱 出席停止	解熱日	解熱後 1 日目	発熱	解熱日	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
	出席停止							登校可能
発熱日	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
	出席停止							登校可能

〈新型コロナウイルス感染症〉 発症したあと 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

発症 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
発熱日 症状:有	解熱日 症状:有 出席停止	解熱後 1 日目 症状:軽快	平熱 症状:軽快	平熱 症状:軽快	平熱 症状:軽快		
	出席停止					登校可能	
発熱日 症状:有	解熱 症状:有 出席停止	発熱 症状:有	発熱 症状:有	解熱日 症状:有	解熱後 1 日目 症状:軽快		
	出席停止					登校可能	
発熱日 症状:有	解熱 症状:有 出席停止	解熱後 1 日目 症状:軽快	平熱 症状:軽快	発熱 症状:有	解熱日 症状:軽快	解熱後 1 日目 症状:軽快	
	出席停止						登校可能

※発症から10日間経過するまではマスクの着用を推奨します。

〈その他の感染症〉 出席停止の期間は目安です。診察医の指示に従ってください。

疾病名	出席停止の期間（目安）
ひやくにちせき 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
ましん 麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
ふうしん 風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで
すいとう 水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで